

平成14年 8月23日
内閣府地震・火山対策担当

三宅島に係る避難施設緊急整備計画について

東京都知事が作成した活動火山対策特別措置法に基づく三宅島に係る避難施設緊急整備計画(案)について、本日8月23日に内閣総理大臣が同意しましたのでお知らせします。

今後、同計画に基づき、三宅村が今年度末を目途にクリーンハウスの整備を進めます。

1. 避難施設緊急整備計画の趣旨

平成12年6月27日に発生した三宅島噴火災害については、現在でも1日に5千～2万トンの多量のガスの放出が継続していますが、長期的には減少傾向にあります。また、島民が滞在型の一時的な帰宅を強く要望していることや、本年5月に三宅村が「三宅島の復興に伴う基本的な構想」を作成し、現在、それに基づき復興基本計画を検討している段階となっております。

島民の滞在型の一時的な帰宅を実現するとともに、本格的帰島後も突発的に火山ガスの放出が高まる恐れがあり、島民の安全を確保するため、クリーンハウス(脱硫装置を備えた施設)を先行して緊急に整備する必要があります。

国としても、クリーンハウスの先行的整備を支援するため、帰島の目途は立っていない段階ではあるが、活動火山対策特別措置法を前倒しして適用し、7月5日に三宅島全島を同法の避難施設緊急整備地域に指定しました。

地域指定を受け、東京都知事が作成した当該地域の避難施設緊急整備計画(案)について、本日8月23日に内閣総理大臣が同意しました。

今後、同計画に基づき、三宅村が島の北部の伊豆地区において、今年度末を目途に300人規模のクリーンハウスを整備を進めます。

2. 避難施設緊急整備計画の内容

三宅島に係る避難施設緊急整備計画に基づき、島民の滞在型の一時的な帰宅を実現するとともに、本格的帰島後の島民の安全を確保するためのクリーンハウスの整備を推進することとしています。

【今回整備するクリーンハウスの概要】

場所：伊豆地区（島の北部であり、火山ガスの影響が比較的少ない地域）

事業主体：三宅村

施設概要：脱硫装置を備えたクリーンハウス

a 避難棟（東棟） 3階建 収容人員 151名 計 302名

b 避難棟（西棟） 3階建 収容人員 151名

c 共用棟 平屋建 食堂、厨房、浴室等

総事業費 約 15 億円（うち消防防災等施設整備費補助金 約 7 億円）

（百万円）

総事業費	うち補助対象経費	補助金額
1,493	1,430	715

完成時期 平成 15 年 3 月末

【参考：避難施設緊急整備地域の指定の実績】

桜島 昭和 48 年 12 月 28 日、昭和 53 年 7 月 28 日

阿蘇山 昭和 50 年 3 月 1 日

有珠山 昭和 54 年 6 月 23 日、平成 13 年 12 月 26 日

伊豆大島 昭和 62 年 1 月 23 日

十勝岳 平成 元年 3 月 20 日

雲仙岳 平成 3 年 9 月 27 日

三宅島 平成 14 年 7 月 5 日

【問い合わせ先】

内閣府地震・火山対策担当

参事官補佐 佐藤 忠晴

TEL 03 - 3501 - 5693

避難施設緊急整備計画について

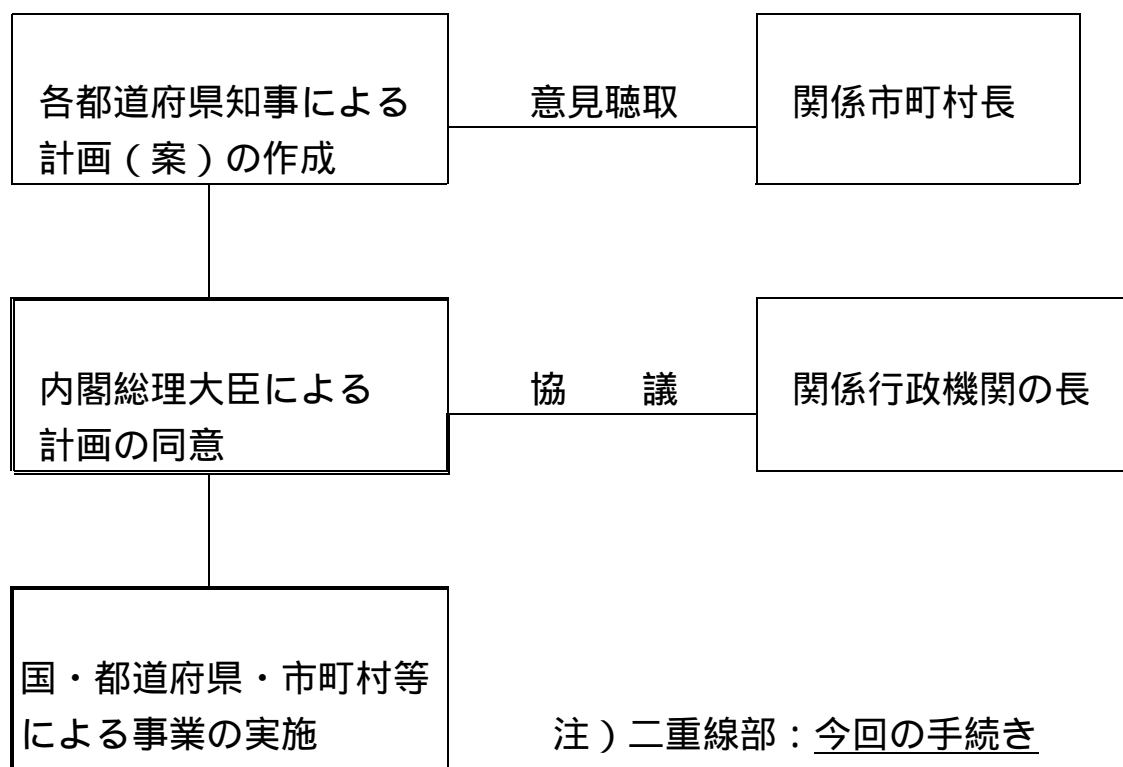
1 避難施設緊急整備計画の概要

「避難施設緊急整備計画」は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、避難施設緊急整備地域について、住民のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するために知事が作成しなければならない計画です。計画に位置づけられた事業について国が財政上の支援を行います。

作成主体：各都道府県知事

対象事業：道路、港湾、広場、退避施設の整備、学校等の不燃堅牢化

2 避難施設緊急整備計画の作成にかかる手続き



住民の滞在型一時帰宅等のためのクリーンハウス

(脱硫装置を備えた活動火山対策避難施設)の整備について

場 所：伊豆地区(島の北部であり、火山ガスの影響が比較的少ない地域)

事業主体：三宅村

施設規模：302名

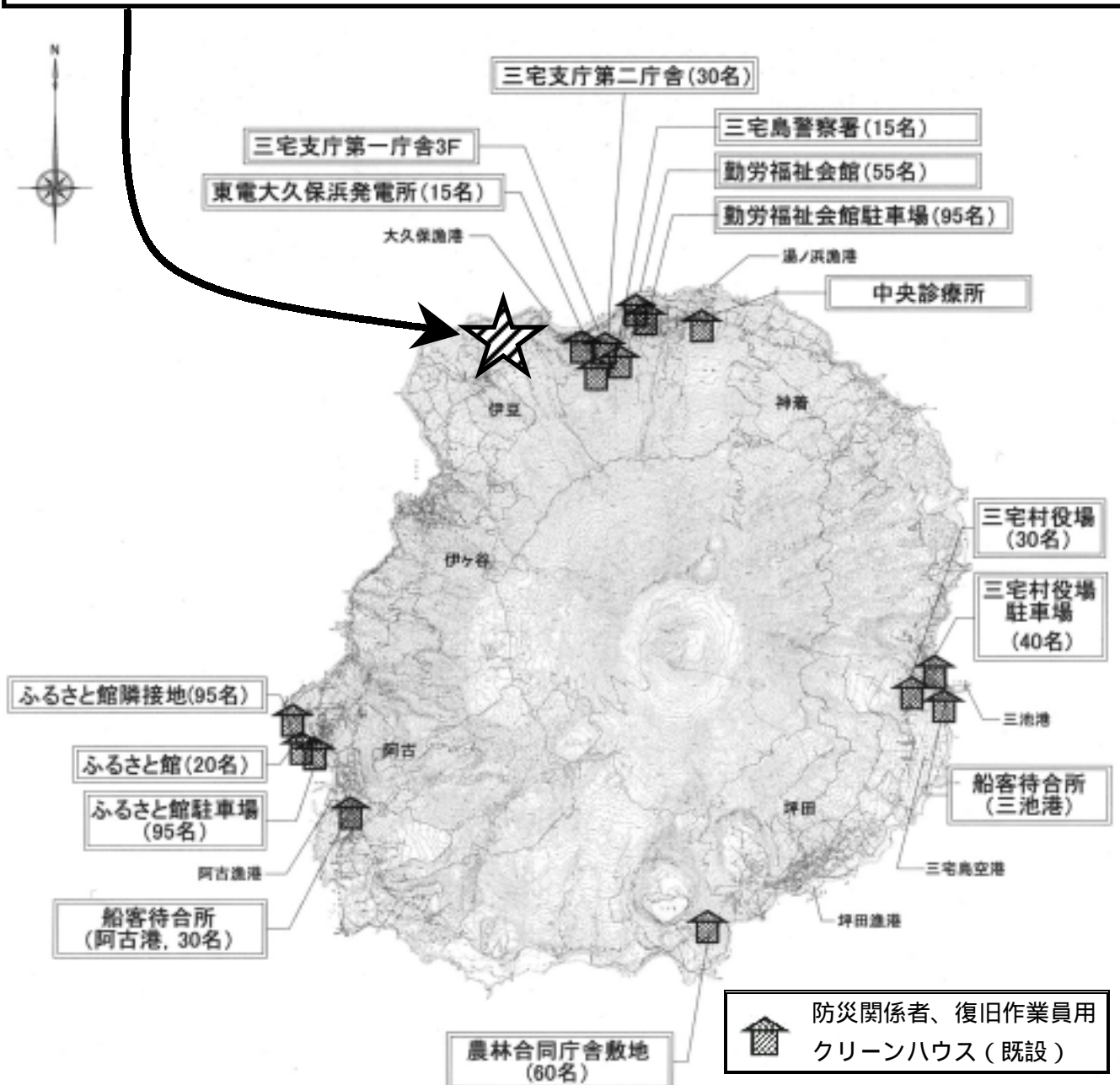
事業費：14億9,300万円(うち補助対象14億3,000万円)

消防防災等施設整備費補助金(総務省消防庁) 7億1,500万円

本施設は避難施設緊急整備計画に定められていることから、

補助率は、1/3以内 1/2以内に嵩上げ。

完成予定：平成14年度末



東京都三宅村のクリーンハウス設置に対し約7億円を助成 - 消防防災等施設整備費補助金を交付 -

消防庁は、東京都三宅村に対し、避難施設緊急整備(クリーンハウス設置)助成を行うこととし、本日、次のとおり消防防災等施設整備費補助金の交付決定を行いました。

1 交付決定額：7億15百万円

活動火山対策避難施設(退避舎)		(百万円)
総事業費	うち補助対象経費	補助金額
1,493	1,430	715

本件施設については、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第3条に定める避難施設緊急整備計画に掲げる施設であり、補助率は2分の1以内

2 活動火山対策避難施設整備の概要

(必要性)

平成12年9月以来、全島民の島外避難を継続している東京都三宅村では、今年4月から、定期的な島民の日帰一時帰島が実施されているが、島民からの要望が高い滞在型一時帰宅や本格的帰島実施に備え、火山ガスに対処する脱硫装置を備えた退避舎(クリーンハウス)の緊急整備が必要となっている。

なお、島民用避難施設として恒久的なクリーンハウスが設置されるのは、本件施設が初めてである。

(施設規模等)

- ・設置場所：島内伊豆地区の村有地(3,965 m²)
- ・構造規模：脱硫装置を備えたクリーンハウス、PC(プレキャストコンクリート)製(RCと同性能で短工期)
収容人員302名、延2,668.68 m²、避難棟(3F建)2棟及び共用棟(平屋)
- ・竣工時期：平成15年3月末(予定)

脱硫装置原理(三宅村資料より)



(連絡先)

防災課

担当：長尾理事官、木戸防災第三係長

電話：(代表)03-5253-5111 (内線)7801, 7770

(直通)03-5253-7525, 7526